

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由								
1	第1章・第2節	4	30	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 住民・地域・行政(防災関係機関)による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 住民・地域・行政(防災関係機関)による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>(ク) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。</u></p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正</p>								
2	第1章・第2節	7	44	<p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸農政局 (新潟地域センター)</td> <td> <p>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。</p> <p>(追加)</p> <p>3 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局 (新潟地域センター)	<p>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。</p> <p>(追加)</p> <p>3 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。</p>	<p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸農政局 (新潟地域センター)</td> <td> <p>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。</p> <p><u>3 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。</u></p> <p><u>4 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局 (新潟地域センター)	<p>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。</p> <p><u>3 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。</u></p> <p><u>4 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。</u></p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正に基づく修正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
北陸農政局 (新潟地域センター)	<p>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。</p> <p>(追加)</p> <p>3 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。</p>													
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
北陸農政局 (新潟地域センター)	<p>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。</p> <p><u>3 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。</u></p> <p><u>4 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。</u></p>													

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧		新		修正理由
3	第1章・第2節	8	38	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県地域防災計画 (震災対策編)の修正 に基づく修正
				北陸地方整備局 (羽越河川国道事務所)	1～7 (略) (追加)  8 荒川水系大石川におけるダム管理に関すること。 9 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること。 10 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。 11 国が行う海洋の汚染の防除に関すること。 12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施	北陸地方整備局 (羽越河川国道事務所)	1～7 (略) 8 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 9 荒川水系大石川におけるダム管理に関すること。 10 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること。 11 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。 12 国が行う海洋の汚染の防除に関すること。 13 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施	
4	第1章・第2節	9	4	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県地域防災計画 (震災対策編)の修正 に基づく修正
				信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること。 2 災害時における非常通信に関すること。 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること。 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。	信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること。 2 災害時における非常通信に関すること。 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること。 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。	

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由								
5	第1章・第2節	9	35	(5) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	(略)	(5) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(略)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(機関追加)に基づく修正
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	(略)													
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(略)													
6	第1章・第2節	18	29	1 地形・地質等の特性 (3) 県内の活断層 イ 新潟県に関係する主要活断層帯の長期評価の概要は次のとおりである。 表 (略) ※地震発生確率の算定基準日は、平成 31年1月1日	1 地形・地質等の特性 (3) 県内の活断層 イ 新潟県に関係する主要活断層帯の長期評価の概要は次のとおりである。 表 (略) ※地震発生確率の算定基準日は、令和5年1月1日	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(基準日の更新)に基づく修正								
7	第1章・第7節	33	5	1 緊急地震速報 (1) 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。	1 緊急地震速報 (1) 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報(警報)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(長周期地震動階級を地震動特別警報の基準として令和5年2月1日から追加されたため)に基づく修正								

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
					は、地震動特別警報に位置づけられる。													
8	第1章・第7節	33	26	(2) 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。	(2) 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、 <u>緊急地震速報は</u> 、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市町村の防災無線等を通して住民に <u>伝達される</u> 。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(文言整理)に基づく修正												
9	第1章・第7節	34	22	2 地震情報の種類とその内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの<u>発現時刻</u>を速報</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報	2 地震情報の種類とその内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの<u>検知時刻</u>を速報</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(文言整理)に基づく修正
情報の種類	発表基準	内容																
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報																
情報の種類	発表基準	内容																
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報																
10	第1章・第7節	34	40	2 地震情報の種類とその内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データを基に、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	2 地震情報の種類とその内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データを基に、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(推計地震分布図が令和5年2月1日から高解像度化となるため)に基づく修正
情報の種類	発表基準	内容																
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																
情報の種類	発表基準	内容																
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
11	第1章・第7節	35	22	<p>3 地震活動に関する解説情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料(詳細版)</td> <td> <p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・(担当地域で)震度5弱以上を観測・<u>社会的に関心の高い地震が発生</u></li> </ul> </td> <td> <p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。</p>	情報の種類	発表基準	内容	地震解説資料(詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・(担当地域で)震度5弱以上を観測・<u>社会的に関心の高い地震が発生</u></li> </ul>	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</p>	<p>3 地震活動に関する解説情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料(詳細版)</td> <td> <p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・(担当地域で)震度5弱以上を観測</li> <li>・<u>社会的に関心の高い地震が発生</u></li> </ul> </td> <td> <p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。</p>	情報の種類	発表基準	内容	地震解説資料(詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・(担当地域で)震度5弱以上を観測</li> <li>・<u>社会的に関心の高い地震が発生</u></li> </ul>	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(箇条書きに修正)に基づく修正</p> <p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(掲載されるようになったため)に基づく修正</p>
情報の種類	発表基準	内容																
地震解説資料(詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・(担当地域で)震度5弱以上を観測・<u>社会的に関心の高い地震が発生</u></li> </ul>	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</p>																
情報の種類	発表基準	内容																
地震解説資料(詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・(担当地域で)震度5弱以上を観測</li> <li>・<u>社会的に関心の高い地震が発生</u></li> </ul>	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</p>																
12	第2章・第1節	38	14	<p>2 住民・企業等の役割</p> <p>(2) 地域の役割</p> <p>イ 地域住民による地域の<u>災害危険箇所</u>の把握・点検・確認</p>	<p>2 住民・企業等の役割</p> <p>(2) 地域の役割</p> <p>イ 地域住民による地域の<u>災害リスクの高い箇所</u>の把握・点検・確認</p>	<p>「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに準じ読み替え</p>												
13	第2章・第1節	38	26	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 市立学校における防災教育の推進</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 市立学校における防災教育の推進</p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正</p>												

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>ア 児童生徒に対する防災教育 県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用し、児童生徒の発達段階に<u>応じ</u>学校教育全体を通じて防災教育を行う。</p> <p>また、<u>地域の特性を踏まえた教材(副読本)の充実を図るとともに、特に水害や津波のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</u></p>	<p>ア 児童生徒に対する防災教育 県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒の発達段階<u>及び当該学校の教育目標等</u>に<u>応じ</u>、学校教育全体を通じて<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育を行う。</p> <p>また、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるとともに、特に津波のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</u></p>	(文部科学省学校安全資料に基づく変更、防災基本計画の反映)に基づく修正
14	第2章・第1節	38	34	<p>(2) 社会教育における防災学習の推進 住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動につなげる対策を行う。</p>	<p>(2) 社会教育における防災学習の推進 住民向けに、<u>専門家の知見を活用しながら</u>、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動につなげる対策を行う。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
15	第2章・第3節	46	19	<p>エ <u>災害危険度の高い</u>次のような地区に重点を置き、推進を図る。</p>	<p>エ <u>災害リスクの高い</u>次のような地区に重点を置き、推進を図る。</p>	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに準じ読み替え
16	第2章・第3節	46	21	<p>(イ) <u>浸水、土砂災害危険地域</u></p>	<p>(イ) <u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域</u></p>	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
17	第2章・第4節	48	5	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進 災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要であるため、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進 災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要であるため、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。</p> <p><u>また、立地適正化計画によると市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正</p>
18	第2章・第4節	48	38	<p>(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備</p> <p>イ ライフラインの耐震性の確保 災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、県と連携の下、施設の耐震性の確保に努める。</p> <p>また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p>	<p>(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備</p> <p>イ ライフラインの耐震性の確保 災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、県と連携の下、施設の耐震性の確保に努める。</p> <p>また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般配電事業者、電</u></p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正</p>

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				さらに、関係機関と連携の下、ライフライン共同収容施設(電線共同溝等)の整備の検討を行う。	<u>気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u> さらに、関係機関と連携の下、ライフライン共同収容施設(電線共同溝等)の整備の検討を行う。	
19	第2章・第6節	52	20	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 市は、土砂災害警戒区域等及び <u>土砂災害危険箇所</u> を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 市は、土砂災害警戒区域等(削除)を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに基づく修正
20	第2章・第6節	52	22	ウ 県は、土砂災害警戒区域等及び <u>土砂災害危険箇所</u> を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。	ウ 県は、土砂災害警戒区域等(削除)を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに基づく修正
21	第2章・第6節	52	37	2 住民・企業等の役割 (1) 住民の役割 住民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市・消防本部、県及び県警察へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び <u>土砂災害危険箇所</u> 、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。	2 住民・企業等の役割 (1) 住民の役割 住民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市・消防本部、県及び県警察へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び(削除)、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに基づく修正



村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
22	第2章・第6節	53	32	<p>3 市の役割</p> <p>(3) 住宅等の安全立地</p> <p>ウ 住宅等の移転の促進</p> <p>人命、財産等を土砂災害から保護するため、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及・啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業等を活用し、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進する。</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(3) 住宅等の安全立地</p> <p>ウ 住宅等の移転の促進</p> <p>人命、財産等を土砂災害から保護するため、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及・啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業等を活用し、災害危険区域、<u>土砂災害特別警戒区域及び</u>がけ地に近接する住宅の移転を促進する。</p>	新潟県地域防災計画と整合
23	第2章・第6節	54	20	<p>(7) 二次災害の予防</p> <p>ア <u>土砂災害危険箇所等</u>の調査点検</p> <p>地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う<u>土砂災害危険箇所等</u>及び対策施設の調査点検に協力する。異状が発見された場合は、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。</p>	<p>(7) 二次災害の予防</p> <p>ア <u>土砂災害警戒区域等</u>の調査点検</p> <p>地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う<u>土砂災害警戒区域等</u>及び対策施設の調査点検に協力する。異状が発見された場合は、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。</p>	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱いに基づく修正
24	第2章・第6節	54	28	<p>ウ 二次的な土砂災害への対策</p> <p><u>土砂災害危険箇所等</u>は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、関係機関と</p>	<p>ウ 二次的な土砂災害への対策</p> <p><u>土砂災害警戒区域等</u>は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、関係機関と</p>	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱い

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				連携して地震発生後の監視を強める。	連携して地震発生後の監視を強める。	
25	第2章・第7節	56	3	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防 (イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、 <u>共同防火管理体制</u> の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防 (イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、 <u>組織的な防災管理体制</u> の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(法改正に伴う)に基づく修正
26	第2章・第7節	56	43	ウ 一般建築物の災害予防 (イ) 計画 a～g (略) (追加)	ウ 一般建築物の災害予防 (イ) 計画 a～g (略) <u>h 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。</u>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
27	第2章・第9節	63	1	3 市の役割 (5) 高潮又は高波への防災対策 各施設の点検要領に基づき、 <u>災害危険箇所</u> 等の安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。また、市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。	3 市の役割 (5) 高潮又は高波への防災対策 各施設の点検要領に基づき、 <u>災害リスクの高い箇所</u> 等の安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。また、市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。	「土砂災害危険箇所」等を使用しない取扱い
28	第2章・第20節	83	7	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 ア 住民(各家庭、企業、学校、事業所等)の責務	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 ア 住民(各家庭、企業、学校、事業所等)の責務	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(誤字修正)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				(ア) 災害により、下水道等(下水道、農業集落排水等)の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。	(ア) 災害により、下水道等(下水道、農業集落排水等)の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。	
29	第2章・第20節	83	17	イ 市の責務 (イ) 下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策マニュアルを作成しておく。	イ 市の責務 (イ) 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策マニュアルを作成しておく。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(誤字修正)に基づく修正
30	第2章・第20節	84	20	(3) 要配慮者に対する配慮 指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。また、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災しないように配慮するように努める。	(3) 要配慮者に対する配慮 指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。また、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するように努める。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(誤字修正)に基づく修正
31	第2章・第26節	84		3 市の役割 (4) 避難誘導體制、避難誘導等資機材の整	3 市の役割 (4) 避難誘導體制、避難誘導等資機材の整	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>備 ア 避難誘導體制の整備 (エ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動、又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p>	<p>備 ア 避難誘導體制の整備 (エ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動、又は「<u>緊急安全確保</u>」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p>	(避難情報に関するガイドライン改正)に基づく修正
32	第2章・第27節	113	37	<p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 エ 市の責務 (イ) <u>避難情報等の判断基準、避難行動要支援者の避難支援計画(個別避難計画)の整備</u> 市は、災害の発生に備え、<u>避難情報の判断基準や避難支援計画等を整備するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を福祉関係者、自治会、自主防災組織等と協力して策定する。</u></p>	<p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 エ 市の責務 (イ) <u>避難情報に関するガイドラインに基づく個別避難計画の整備</u> 市は、災害の発生に備え、<u>避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を福祉関係者、自治会、自主防災組織等と協力して策定する。</u></p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(マニュアルの名称変更に伴う)に基づく修正
33	第2章・第27節	116	20	<p>3 市の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p>	<p>3 市の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等その他の避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。	作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等その他の避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。	映)に基づく修正
34	第2章・第27節	120	38	(2) 避難誘導・避難所の管理等 ウ 避難所の設置・運営 (イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、 <u>視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。</u>	(2) 避難誘導・避難所の管理等 ウ 避難所の設置・運営 (イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、 <u>障がい者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。</u>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(様々な障がい特性への配慮)に基づく修正
35	第2章・第27節	122	6	(4) 保健・福祉対策 ウ 福祉対策 (ウ) 情報提供 災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等	(4) 保健・福祉対策 ウ 福祉対策 (ウ) 情報提供 災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(知的・発達障がい者に対する具体例を追

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、FAX、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。</p> <p>情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。</p>	<p>が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、FAX、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。</p> <p>情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、<u>知的・発達障害者に対しては、絵や写真により</u>情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。</p>	加)に基づく修正
36	第2章・第28節	123	35	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「<u>大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター(厚生労働省)</u>」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(厚生労働省の方針)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					する。	
37	第2章・第28節	123	14	<p>2 住民・企業等の役割</p> <p>(1) 住民の役割</p> <p>ア 各家庭において、平時から家族の3日分、できれば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。</p> <p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から<u>3日分(推奨1週間分)</u>の分量を自ら確保するよう努める。</p>	<p>2 住民・企業等の役割</p> <p>(1) 住民の役割</p> <p>ア 各家庭において、平時から家族の3日分、できれば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。</p> <p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から<u>少なくとも2週間分</u>の分量を自ら確保するよう努める。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(農林水産所省の方針)に基づく修正
38	第2章・第28節	123	27	<p>(2) 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。また、<u>非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。</u></p>	<p>(2) 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等<u>並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。</u></p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(過去の災害を踏まえ)に基づく修正
39	第2章・第29節	126	6	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>ア 各学校は、市及び県の地域防災計画や<u>県教育委員会</u>が示すモデル等を参考に、<u>学校防災計画</u>を作成するとともに、児童生徒、学生、園児等(以下、本節において「生徒等」という。)及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>ア 各学校は、市及び県の地域防災計画や<u>文部科学省</u>が示す手引き等を参考に、<u>学校の危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)</u>を作成するとともに、児童生徒、学生、園児等(以下、本節において「生徒等」という。)及び教職員に対し、防災教育及</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記変更)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					び防災訓練を実施する。	
40	第2章・第29節	126	14	エ 県は、学校設置者としての役割のほか、 <u>県以外の学校設置者に対し、学校防災計画の作成や施設の整備等について指導・助言を行う。</u> また、県教育委員会は、各学校が作成すべき <u>学校防災計画</u> のモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組みを支援する。	エ 県は、学校設置者としての役割のほか、 <u>県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。</u> また、県教育委員会は、各学校が作成すべき <u>危機管理マニュアル</u> のモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組みを支援する。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記変更)に基づく修正
41	第2章・第29節	126	18	(2) 要配慮者に対する配慮 各学校や学校設置者は、 <u>学校防災計画</u> の作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第27節「 <u>要配慮者の安全確保計画</u> 」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。	(2) 要配慮者に対する配慮 各学校や学校設置者は、 <u>危機管理マニュアル</u> の作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第27節「 <u>要配慮者の安全確保計画</u> 」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記変更)に基づく修正
42	第2章・第29節	126	22	(3) 積雪地域での対応 各学校や学校設置者は、 <u>学校防災計画</u> の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。	(3) 積雪地域での対応 各学校や学校設置者は、 <u>危機管理マニュアル</u> の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記変更)に基づく修正
43	第2章・第29節	126	26	2 学校の役割 (1) <u>学校防災計画</u> の作成 学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、 <u>県教育委員会</u> が示す学	2 学校の役割 (1) <u>学校の危機管理マニュアル</u> の作成 学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、 <u>文部科学省</u> が示す手引	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記



村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ <u>学校防災計画</u> を作成する。	き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ <u>学校の危機管理マニュアル</u> を作成する。	変更)に基づく修正
44	第2章・第29節	126	40	(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成 学校は、 <u>学校防災計画</u> の作成や見直しについて検討するとともに、 <u>学校防災計画</u> に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。	(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成 学校は、 <u>危機管理マニュアル</u> の作成や見直しについて検討し、及び <u>マニュアル</u> に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記変更)に基づく修正
45	第2章・第29節	127	29	(7) 防災教育の実施 ア 教職員に対する防災教育 校長は、 <u>学校防災計画</u> 等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。	(7) 防災教育の実施 ア 教職員に対する防災教育 校長は、 <u>学校の危機管理マニュアル</u> 等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記変更)に基づく修正
46	第2章・第29節	127	42	イ 生徒等に対する防災教育 (ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。 なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、 <u>ビデオ</u> 、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。	イ 生徒等に対する防災教育 (ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。 なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、 <u>映像</u> 、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
47	第2章・第29節	128	4	(8) 防災訓練の実施 校長は、 <u>学校防災計画</u> 等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。	(8) 防災訓練の実施 校長は、 <u>学校の危機管理マニュアル</u> 等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(学校保健安全法第29条に基づいた表記変更)に基づく修正
48	第2章・第30節	131	1	3 市の役割 (1) 指定文化財への対策 ア 国及び県指定等文化財 市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて <u>県教育委員会</u> に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。	3 市の役割 (1) 指定文化財への対策 ア 国及び県指定等文化財 市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて <u>県</u> に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(県組織改正)に基づく修正
49	第3章・第3節	162	28	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 ア 市の責務 (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組む。	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 ア 市の責務 (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組む。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				さらに、円滑な応援受入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有するなど、必要な準備を整える。	さらに、円滑な応援受入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有するなど、必要な準備を整える。	
50	第3章・第3節	162	38	イ 県の責務 (イ) 災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。	イ 県の責務 (イ) 災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や <u>応急対策職員派遣制度</u> 等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
51	第3章・第3節	163	10	(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組む。	(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組む。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の</u>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
				さらに、円滑な応援受入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有するなど、必要な準備を整える。	<u>確保に配慮する。</u> さらに、円滑な応援受入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有するなど、必要な準備を整える。													
52	第3章・第3節	167	9	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策に関する応援等の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事</td> <td>○他の都道府県等への応援の要請 ・県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や被災市区町村応援職員確保システム、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	県知事	○他の都道府県等への応援の要請 ・県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や被災市区町村応援職員確保システム、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。	(略)	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策に関する応援等の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事</td> <td>○他の都道府県等への応援の要請 ・県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	県知事	○他の都道府県等への応援の要請 ・県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。	(略)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																
県知事	○他の都道府県等への応援の要請 ・県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や被災市区町村応援職員確保システム、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。	(略)																
実施主体	対策	協力依頼先																
県知事	○他の都道府県等への応援の要請 ・県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。	(略)																
53	第3章・第5節	179	19	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>地震発生直後の概括的被害情報を収集し、</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>地震発生直後の概括的被害情報を収集し、</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正												

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。</p> <p>なお、県内震度4以上の地震等が発生した場合は、被害の第1報を防災局へ報告する。また、県内震度5弱以上の地震等が発生した場合は、被害の第1報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。</p>	<p>被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。</p> <p><u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的な情報収集を行うものとする。</u></p> <p>なお、県内震度4以上の地震等が発生した場合は、被害の第1報を防災局へ報告する。また、県内震度5弱以上の地震等が発生した場合は、被害の第1報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。</p>	
54	第3章・第5節	180	14	<p>ウ 県の責務</p> <p>(ク) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うため、市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。</p>	<p>ウ 県の責務</p> <p>(ク) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うため、市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。</p> <p><u>また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>(ケ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる</p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正</p>

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
					疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。													
55	第3章・第5節	183	5	4 業務の内容 (2) 連絡体制 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>2 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	2 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。		4 業務の内容 (2) 連絡体制 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>2 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	2 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。		新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(脱字修正)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																
市	2 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。																	
実施主体	対策	協力依頼先																
市	2 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。																	
56	第3章・第7節	201	24	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ 市の責務 (エ) 二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示する。 ※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏えい等	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ 市の責務 (エ) 二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示する。 ※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏えい等 (オ) 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正												
57	第3章・第7節	202	15	(4) 要配慮者に対する配慮 イ 市は、あらかじめ策定した市の避難行動	(4) 要配慮者に対する配慮 イ 市は、あらかじめ策定した「個別避難計	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正												

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				要支援者の避難支援計画に基づき、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。	画」に基づき、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。	(災害対策基本法に基づく)に基づく修正
58	第3章・第8節	210	9	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着いた場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行う。</p> <p>運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着いた場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行う。</p> <p>運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、<u>男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全</u>に十分に配慮する。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
59	第3章・第8節	210	12	<p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市は、<u>指定避難所を開設し</u>、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、<u>あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以</p>	<p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市は、<u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。</u>なお、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				外の施設についても、 <u>管理者の同意を得て避難所として開設する。</u>	外の施設についても、 <u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u>	
60	第3章・第8節	210	38	(4) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (オ) 避難者1人当たり3㎡(感染症対策時4㎡)のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、 <u>間仕切り、簡易ベッド等の設置に努める。</u> また、避難所内には通路を設置し、 <u>間仕切り</u> が設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。	(4) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (オ) 避難者1人当たり3㎡(感染症対策時4㎡)のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、 <u>パーティション、段ボールベッド等の設置に努める。</u> また、避難所内には通路を設置し、 <u>パーティション</u> が設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
61	第3章・第8節	211	13	(シ) 巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。	(シ) <u>男女ペア</u> による巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
62	第3章・第8節	211	15	(追加)	(ス) <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の</u>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正



村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					<u>健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u>	(防災基本計画の反映)に基づく修正
63	第3章・第8節	211	15	(ス) 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。  (セ) (ソ) (タ)	(セ) 被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u>  (ソ) (タ) (チ)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
64	第3章・第8節	211	31	イ 男女共同参画及び性的少数者の視点 (エ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。 (オ)～(カ) (略) (追加)	イ 男女共同参画及び性的少数者の視点 (エ) 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。 (オ)～(カ) (略) (キ) <u>避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等</u>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
					<p><u>の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>(ク) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。</u></p>													
65	第3章・第8節	214	5	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 避難所開設後3日目以内の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の拡張・充実</li> <li>・屋外避難者へのテント等提供</li> <li>・避難所環境の改善(緩衝材、間仕切り等設置)</li> <li>・避難者による自治組織編成</li> </ul> </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の拡張・充実</li> <li>・屋外避難者へのテント等提供</li> <li>・避難所環境の改善(緩衝材、間仕切り等設置)</li> <li>・避難者による自治組織編成</li> </ul>	(略)	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 避難所開設後3日目以内の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の拡張・充実</li> <li>・屋外避難者へのテント等提供</li> <li>・避難所環境の改善(パーティション、間仕切り等設置)</li> <li>・避難者による自治組織編成</li> </ul> </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の拡張・充実</li> <li>・屋外避難者へのテント等提供</li> <li>・避難所環境の改善(パーティション、間仕切り等設置)</li> <li>・避難者による自治組織編成</li> </ul>	(略)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の拡張・充実</li> <li>・屋外避難者へのテント等提供</li> <li>・避難所環境の改善(緩衝材、間仕切り等設置)</li> <li>・避難者による自治組織編成</li> </ul>	(略)																
実施主体	対策	協力依頼先																
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の拡張・充実</li> <li>・屋外避難者へのテント等提供</li> <li>・避難所環境の改善(パーティション、間仕切り等設置)</li> <li>・避難者による自治組織編成</li> </ul>	(略)																
66	第3章・第12節	233	6	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、警察本部は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき確かな災害警備活動を行うものとする。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>警察本部は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。</u></p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(時点修正)に基づく修正												

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
67	第3章・第12節	235	27	<p>4 県警察における警備活動</p> <p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ウ 被災者の捜索及び救助</p> <p>捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパート・地下街その他多数人の集合する場所、がけ崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。</p> <p>負傷者については、<u>応急措置</u>をした後、県、市・消防本部、日本赤十字社等の医療救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。</p>	<p>4 県警察における警備活動</p> <p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ウ 被災者の捜索及び救助</p> <p>捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパート・地下街その他多数人の集合する場所、がけ崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。</p> <p>負傷者については、<u>応急処置</u>をした後、県、市・消防本部、日本赤十字社等の医療救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(文言修正)に基づく修正
68	第3章・第12節	240	43	<p>5 道路交通対策</p> <p>(5) 運転者のとるべき措置</p> <p>ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。</p> <p>(ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。</p> <p>(イ) 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p>	<p>5 道路交通対策</p> <p>(5) 運転者のとるべき措置</p> <p>ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。</p> <p>(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。</p> <p>(イ) 停車後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(字句及び時点修正)に基づく修正
69	第3章・第13節	242	20	<p>3 災害発生時の対応</p> <p>第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 体制の確保</p> <p>ア <u>災害対策本部</u>の設置</p>	<p>3 災害発生時の対応</p> <p>第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 体制の確保</p> <p>ア <u>対策本部</u>の設置</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(文言修正)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																		
				管内で震度6弱以上の大規模な地震が発生したとき、大津波警報が発令されたとき、又は台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により大規模海難等の発生が予想されるとき又は発生した場合であつて必要と認めるときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に <u>災害対策本部</u> を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。	管内で震度6弱以上の大規模な地震が発生したとき、大津波警報が発令されたとき、又は台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により大規模海難等の発生が予想されるとき又は発生した場合であつて必要と認めるときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に <u>対策本部</u> を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。																			
70	第3章・第15節	258	23	<p>4 業務の内容</p> <p>(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 医師会和協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。</td> <td>郡市医師会、医療機関、医療資器材業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2～3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	1 医師会和協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。	郡市医師会、医療機関、医療資器材業者		2～3 (略)	(略)	<p>4 業務の内容</p> <p>(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 医師会和協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。  <u>また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。</u></td> <td>郡市医師会、医療機関、医療資器材業者 <u>県</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2～3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	1 医師会和協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。  <u>また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。</u>	郡市医師会、医療機関、医療資器材業者 <u>県</u>		2～3 (略)	(略)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(災害時医療救護活動マニュアルの内容に応じ)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																						
市	1 医師会和協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。	郡市医師会、医療機関、医療資器材業者																						
	2～3 (略)	(略)																						
実施主体	対策	協力依頼先																						
市	1 医師会和協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。  <u>また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。</u>	郡市医師会、医療機関、医療資器材業者 <u>県</u>																						
	2～3 (略)	(略)																						
71	第3章・第15節	261	39	<p>(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市・消防本部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1～2 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市・消防本部	(略)	(略)	県	1～2 (略)		<p>(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市・消防本部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1～2 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市・消防本部	(略)	(略)	県	1～2 (略)		新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																						
市・消防本部	(略)	(略)																						
県	1～2 (略)																							
実施主体	対策	協力依頼先																						
市・消防本部	(略)	(略)																						
県	1～2 (略)																							

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
				(追加)  3 (略) 4 (略)	3 県災害対策本部統括調整部は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 4 (略) 5 (略)													
72	第3章・第17節	281	38	4 業務の内容 (4) 栄養指導対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(地域機関) (市)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(感染症対策・薬務課)</td> <td>1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	県(地域機関) (市)	(略)	県(感染症対策・薬務課)	1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請	4 業務の内容 (4) 栄養指導対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(地域機関) (市)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(健康づくり支援)</td> <td>1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会(JDA-DAT)へ支援要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	県(地域機関) (市)	(略)	県(健康づくり支援)	1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会(JDA-DAT)へ支援要請	新潟県地域防災計画(震災対策編)に合わせて修正
実施主体	対策																	
県(地域機関) (市)	(略)																	
県(感染症対策・薬務課)	1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請																	
実施主体	対策																	
県(地域機関) (市)	(略)																	
県(健康づくり支援)	1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会(JDA-DAT)へ支援要請																	
73	第3章・第24節	311	34	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 オ 市の責務 市は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 オ 市の責務 市は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(誤字修正)に基づく修正												

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																								
				<p>全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。</p> <p>避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を非難支援等関係者に提供する。</p>	<p>全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。</p> <p>避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。</p>																									
74	第3章・第24節	313	21	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市・消防本部</td> <td>「災害時職員初動マニュアル」の避難情報等発令基準に基づき高齢者等避難を伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等への緊急入所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市・消防本部	「災害時職員初動マニュアル」の避難情報等発令基準に基づき高齢者等避難を伝達	(略)	避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	(略)	避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	(略)	社会福祉施設等への緊急入所	(略)	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市・消防本部</td> <td>避難情報に関するガイドラインに基づき高齢者等避難を伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等への緊急入所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市・消防本部	避難情報に関するガイドラインに基づき高齢者等避難を伝達	(略)	避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	(略)	避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	(略)	社会福祉施設等への緊急入所	(略)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(マニュアルの名称変更)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																												
市・消防本部	「災害時職員初動マニュアル」の避難情報等発令基準に基づき高齢者等避難を伝達	(略)																												
	避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	(略)																												
	避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	(略)																												
	社会福祉施設等への緊急入所	(略)																												
実施主体	対策	協力依頼先																												
市・消防本部	避難情報に関するガイドラインに基づき高齢者等避難を伝達	(略)																												
	避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	(略)																												
	避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	(略)																												
	社会福祉施設等への緊急入所	(略)																												
75	第3章・第27節	327	7	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正																								

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				ア 学校の責務 あらかじめ定めていた <u>学校防災計画</u> 、 <u>マニュアル</u> に従い、児童生徒、学生、園児等(以下、本節において「生徒等」という。)の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。	ア 学校の責務 あらかじめ定めていた <u>学校の危機管理マニュアル</u> に従い、児童生徒、学生、園児等(以下、本節において「生徒等」という。)の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。	(学校保健安全法第29条)に基づく修正
76	第3章・第28節	335	4	3 市の役割 (1) 指定文化財への対策 ア 国及び県指定等文化財 市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに <u>県教育委員会</u> に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。	3 市の役割 (1) 指定文化財への対策 ア 国及び県指定等文化財 市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに <u>県</u> に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(県の組織改正)に基づく修正
77	第3章・第28節	335	24	4 県の役割 (1) 指定文化財等への対策 イ 市指定等文化財 <u>市教育委員会等</u> を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。 (2) 未指定文化財への対策 被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に <u>市教育委員会</u> を通じて被害状況を確認し、必要に応じて	4 県の役割 (1) 指定文化財等への対策 イ 市指定等文化財 <u>市等</u> を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。 (2) 未指定文化財への対策 被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に <u>市</u> を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(関係機関の修正)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
				種々の相談や協力要請に応じる。	談や協力要請に応じる。													
78	第3章・第29節	336	12	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p><u>(ア) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。</u></p> <p><u>(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u></p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正												
79	第3章・第29節	338	12	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 緊急輸送道路の障害物の除去、その他の輸送路等の障害物の除去</p> <table border="1" data-bbox="654 1026 1191 1249"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 緊急輸送道路の障害物の除去、その他の輸送路等の障害物の除去</p> <table border="1" data-bbox="1227 1026 1765 1404"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p><u>1 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。</u></p> <p><u>2 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁</u></p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	<p><u>1 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。</u></p> <p><u>2 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁</u></p>		新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																
市	災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。																	
実施主体	対策	協力依頼先																
市	<p><u>1 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。</u></p> <p><u>2 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁</u></p>																	



村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	
80	第3章・第34節	356	31	<p>4 応急対策</p> <p>(4) 電力の融通</p> <p>非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、<u>電力広域的運用推進機関</u>の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p>	<p>4 応急対策</p> <p>(4) 電力の融通</p> <p>非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、<u>電力広域的運営推進機関</u>の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(文言修正)に基づく修正
81	第3章・第37節	371	7	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>ア 住民(各家庭、企業、学校、事業所等)の責務</p> <p>(ア) 災害により、下水道等(下水道、農業集落排水等)の処理場、ポンプ場及び管渠等が<u>被災</u>を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>ア 住民(各家庭、企業、学校、事業所等)の責務</p> <p>(ア) 災害により、下水道等(下水道、農業集落排水等)の処理場、ポンプ場及び管渠等が<u>被害</u>を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(誤字修正)に基づく修正
82	第3章・第37節	371	19	<p>イ 市の責務</p> <p>(ウ) 下水道等施設が<u>被災</u>を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に</p>	<p>イ 市の責務</p> <p>(ウ) 下水道等施設が<u>被害</u>を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(誤字修正)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																																													
				広報する。	広報する。																																														
83	第3章・第37節	372	3	(3) 要配慮者に対する配慮 イ 関係機関と連携の下、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災しないようにする。	(3) 要配慮者に対する配慮 イ 関係機関と連携の下、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、 <u>被害を受け</u> ないようにする。	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(誤字修正)に基づく修正																																													
84	第3章・第37節	375	17	4 業務の内容 (2) 応急復旧による対応 <table border="1" data-bbox="654 544 1191 1273"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、協定事業者等</td> </tr> <tr> <td>地方共同法人日本下水道事業団</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)地域環境資源センター</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)日本下水道管路管理業協会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)新潟県下水道維持改築協会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	(略)	(略)	県	(略)	市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、協定事業者等	地方共同法人日本下水道事業団	(略)		(一社)地域環境資源センター	(略)		(公社)日本下水道管路管理業協会	(略)		(一社)新潟県下水道維持改築協会	(略)		4 業務の内容 (2) 応急復旧による対応 <table border="1" data-bbox="1227 544 1765 1398"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、<u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u>、協定事業者等</td> </tr> <tr> <td>地方共同法人日本下水道事業団</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)地域環境資源センター</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)日本下水道管路管理業協会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)新潟県下水道維持改築協会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u></td> <td>市及び県からの要請に基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	(略)	(略)	県	(略)	市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、 <u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u> 、協定事業者等	地方共同法人日本下水道事業団	(略)		(一社)地域環境資源センター	(略)		(公社)日本下水道管路管理業協会	(略)		(一社)新潟県下水道維持改築協会	(略)		<u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u>	市及び県からの要請に基		新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(支援協力の協定締結に伴う追加)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																																																	
市	(略)	(略)																																																	
県	(略)	市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、協定事業者等																																																	
地方共同法人日本下水道事業団	(略)																																																		
(一社)地域環境資源センター	(略)																																																		
(公社)日本下水道管路管理業協会	(略)																																																		
(一社)新潟県下水道維持改築協会	(略)																																																		
実施主体	対策	協力依頼先																																																	
市	(略)	(略)																																																	
県	(略)	市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、 <u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u> 、協定事業者等																																																	
地方共同法人日本下水道事業団	(略)																																																		
(一社)地域環境資源センター	(略)																																																		
(公社)日本下水道管路管理業協会	(略)																																																		
(一社)新潟県下水道維持改築協会	(略)																																																		
<u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u>	市及び県からの要請に基																																																		

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧			新			修正理由
				実施主体	対策	協力依頼先	実施主体	対策	協力依頼先	
								づき、 <u>応急復旧に協力する。</u>		
85	第3章・第37節	377	28	(4) 本復旧による対応			(4) 本復旧による対応			新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(支援協力の協定締結に伴う追加)に基づく修正
				実施主体	対策	協力依頼先	実施主体	対策	協力依頼先	
				市	(略)	(略)	市	(略)	(略)	
				県	(略)	市、 地方共同法人日本下水道事業団、 (公社)日本下水道管路管理業協会、 (一社)新潟県下水道維持改築協会	県	(略)	市、 地方共同法人日本下水道事業団、 (公社)日本下水道管路管理業協会、 (一社)新潟県下水道維持改築協会 <u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u>	
				地方共同法人日本下水道事業団	(略)		地方共同法人日本下水道事業団	(略)		
				(一社)地域環境資源センター	(略)		(一社)地域環境資源センター	(略)		
				(公社)日本下水道管路管理業協会	(略)		(公社)日本下水道管路管理業協会	(略)		
				(一社)新潟県下水道維持改築協会	(略)		(一社)新潟県下水道維持改築協会	(略)		
							<u>(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部</u>	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。		

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																		
86	第3章・第43節			<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県、北陸地方整備局</td> <td>1 被災状況の把握及び施設の緊急点検震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	(略)		県、北陸地方整備局	1 被災状況の把握及び施設の緊急点検震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。	(略)	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県、北陸地方整備局</td> <td>1 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	(略)		県、北陸地方整備局	1 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。	(略)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(改行)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																						
市	(略)																							
県、北陸地方整備局	1 被災状況の把握及び施設の緊急点検震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。	(略)																						
実施主体	対策	協力依頼先																						
市	(略)																							
県、北陸地方整備局	1 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。	(略)																						
87	第3章・第45節	407	17	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>イ 関係団体の責務</p> <p>(イ) <u>農業共済組合</u></p> <p>農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市に情報提供する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 各主体の責務</p> <p>イ 関係団体の責務</p> <p>(イ) <u>新潟県農業共済組合</u></p> <p>農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、<u>市と県に情報提供する</u>とともに、<u>二次被害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。</u></p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(県内農業共済組合の合併)に基づく修正																		
88	第3章・第45節	407	26	<p>(オ) <u>新潟県農業共済組合連合会</u></p> <p>a <u>農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、県に情報提供する。</u></p> <p>b <u>農業共済組合に二次災害の発生防止等について必要な指示を行う。</u></p>	(削除)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(県内農業共済組合の合併)に基づく修正																		

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																								
89	第3章・第45節	407	29	<p>(カ) 森林組合・木材組合 (略)</p> <p>(キ) 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会 (略)</p> <p>(ク) 漁業協同組合 (略)</p> <p>(ケ) 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会 (略)</p>	<p>(オ) 森林組合・木材組合 (略)</p> <p>(カ) 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会 (略)</p> <p>(キ) 漁業協同組合 (略)</p> <p>(ク) 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会 (略)</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正に基づく修正																								
90	第3章・第45節	407	24	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 家畜及び家畜飼養施設</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業協同組合、 農業共済組合</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所</td> <td>(略)</td> <td>市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 県農業共済組合連合会、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	農業協同組合、 農業共済組合	(略)		市	(略)	(略)	県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所	(略)	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 県農業共済組合連合会、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 家畜及び家畜飼養施設</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業協同組合、 農業共済組合</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所</td> <td>(略)</td> <td>市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	農業協同組合、 農業共済組合	(略)		市	(略)	(略)	県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所	(略)	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(県内農業共済組合の合併)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																												
農業協同組合、 農業共済組合	(略)																													
市	(略)	(略)																												
県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所	(略)	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 県農業共済組合連合会、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会																												
実施主体	対策	協力依頼先																												
農業協同組合、 農業共済組合	(略)																													
市	(略)	(略)																												
県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所	(略)	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会																												
91	第3章・第45節	407	40	<p>イ 二次災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業協同組合、 農業共済組合</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	農業協同組合、 農業共済組合	(略)		<p>イ 二次災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業協同組合、 農業共済組合</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	農業協同組合、 農業共済組合	(略)		新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(県内農業共済組合の合併)に基づく修正												
実施主体	対策	協力依頼先																												
農業協同組合、 農業共済組合	(略)																													
実施主体	対策	協力依頼先																												
農業協同組合、 農業共済組合	(略)																													

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧			新			修正理由
				市	(略)	農業協同組合、 農業共済組合等	市	(略)	農業協同組合、 農業共済組合等	
				県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所	(略)	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 県農業共済組合連合会、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会	県、 地域振興局、 県下越家畜 保健衛生所	(略)	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会	
92	第3章・第45節	407	10	ウ 応急対策			ウ 応急対策			新潟県地域防災計画 (震災対策編)の修正 (県内農業共済組合 の合併)に基づく修正
				実施 主体	対策	協力依頼先	実施 主体	対策	協力依頼先	
				市	(略)		市	(略)		
				県、 地 域 振 興 局、 県 下 越 家 畜 保 健 衛 生 所	市の協力を得 ながら、下記の 応急対策を講 じる。 1 死亡・廃用 家畜の処理 (略)	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、 新潟市県食肉衛生検 査センター、 新潟市県農業共済組 合連合会、 県家畜商協同組合	県、 地 域 振 興 局、 県 下 越 家 畜 保 健 衛 生 所	市の協力を得な がら、下記の応 急対策を講じ る。 1 死亡・廃用 家畜の処理 (略)	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、 新潟市県食肉衛生検 査センター、 農業共済組合、 県家畜商協同組合	
					2 家畜伝染病 の発生及びまん 延防止のため の措置 (略)	農業協同組合、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会		2 家畜伝染病 の発生及びまん 延防止のため の措置 (略)	農業協同組合、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会	
					3 動物用医薬 品及び飼料等 の供給 ・動物用医薬品 (治療、消毒、 予防)及び器材 の円滑な供給 の要請	県動物薬品器材協会、 (公社)新潟県獣医師会		3 動物用医薬 品及び飼料等 の供給 ・動物用医薬品 (治療、消毒、 予防)及び器材 の円滑な供給 の要請	県動物薬品器材協会、 (公社)新潟県獣医師会	

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由												
				<table border="1"> <tr> <td>・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給の要請</td> <td>全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 飼料卸商組合、 (公社)新潟県獣医師会</td> </tr> </table>	・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給の要請	全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 飼料卸商組合、 (公社)新潟県獣医師会	<table border="1"> <tr> <td>・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給の要請</td> <td>全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 飼料卸商組合、 (公社)新潟県獣医師会</td> </tr> </table>	・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給の要請	全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 飼料卸商組合、 (公社)新潟県獣医師会	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(飼料卸商組合解散)に基づく修正								
・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給の要請	全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 飼料卸商組合、 (公社)新潟県獣医師会																	
・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給の要請	全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 飼料卸商組合、 (公社)新潟県獣医師会																	
93	第3章・第47節	422	33	<p>4 業務の内容</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>1 応急修理の対象者</p> <p>① 以下のすべての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。</p> <p>2 応急修理の範囲(略)</p> <p>3 応急修理の費用(略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として1か月以内に完</p> </td> <td>県</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>① 以下のすべての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。</p> <p>2 応急修理の範囲(略)</p> <p>3 応急修理の費用(略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として1か月以内に完</p>	県	<p>4 業務の内容</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>1 応急修理の対象者</p> <p>① 以下のすべての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。</p> <p>※ 応急修理を行う被災者のうち、<u>応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。(災害の発生日から原則6か月)</u></p> <p>2 応急修理の範囲(略)</p> <p>3 応急修理の費用(略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として<u>3か月以内(国の</u></p> </td> <td>県</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>① 以下のすべての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。</p> <p>※ 応急修理を行う被災者のうち、<u>応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。(災害の発生日から原則6か月)</u></p> <p>2 応急修理の範囲(略)</p> <p>3 応急修理の費用(略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として<u>3か月以内(国の</u></p>	県	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(災害救助法関係基準の改正に伴う)に基づく修正
実施主体	対策	協力依頼先																
市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>① 以下のすべての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。</p> <p>2 応急修理の範囲(略)</p> <p>3 応急修理の費用(略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として1か月以内に完</p>	県																
実施主体	対策	協力依頼先																
市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>① 以下のすべての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。</p> <p>※ 応急修理を行う被災者のうち、<u>応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。(災害の発生日から原則6か月)</u></p> <p>2 応急修理の範囲(略)</p> <p>3 応急修理の費用(略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として<u>3か月以内(国の</u></p>	県																

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>5 応急修理の手続(略)</p> <p>6 制度の広報(略)</p>	<p>災害対策本部が設置された災害においては6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>5 応急修理の手続(略)</p> <p>6 制度の広報(略)</p>	
94	第3章・第47節	422	33	<p>別紙 応急修理事務手続</p> <p>①指定業者リストを作成 ②修理見積書の内容を精査 ③工事検査</p> <p>④住宅応急修理申込書を提出 ⑤指定業者リストを交付 ⑥修理見積書1部を添付して応急修理決定通知書を交付 ⑦修理見積書2部を提出 ⑧修理依頼書を交付し、完了した工事を完了届出を提出 ⑨応急修理工事代金請求書を提出 ⑩住宅応急修理工事代金を支払</p> <p>⑪指定業者リストの中から指定業者を選定し修理見積書の作成を依頼 ⑫修理見積書を2部提出し、内容確認を求め、確認後にサインを求め<sup>※1</sup> ⑬修理見積書の内容を確認し、2部ともサインをして、指定業者に届却<sup>※2</sup> ⑭住宅応急修理施工日等を調整の上、応急修理工事を実施<sup>※3</sup> ⑮工事完了報告書の確認を求め、サインを求め<sup>※4</sup> ⑯工事完了報告書の確認を行い、サインをする<sup>※4</sup></p> <p>※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事詳細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。 ※3 ⑭応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別業とすること。 ※4 市の判断により、「⑤指定業者リストを交付」の段階で、「⑧修理依頼書を交付」し、後日、「⑩修理見積書2部を提出」とすることもできる。</p>	<p>別紙 住宅の応急修理の手続き及び流れ</p> <p>災害救助法に基づく応急修理</p> <p>事前準備(相談) ①申請書の入手 ②「り災証明書」の入手 修理業者 被災者 修理見積書の入手 修理内容の説明 ※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の経歴等を実施(顔見合等の対談可能(経費は救助事務費を充当))</p> <p>申請書等提出(受付) &lt;提出書類&gt; ①「住宅の応急修理申込書」 ②「り災証明書」 ③「施工前の被害状況が分かる写真」 ④「修理見積書」(提出提出可だが、工事決定に必要。) ⑤「資力に関する申出書」</p> <p>審査 「写真」、「修理見積書」の審査 ※災害救助法対象分と個人対象分に整理必要に応じて、現地調査の実施</p> <p>工事の依頼 被災者へ工事実施の連絡 被災者 修理業者 ①「修理依頼書」を発行 ②「請求書」を徴収 工事契約(自己負担分) ※必ずしも修理業者と契約する必要がある。自治体は、被害者の徴収で差し支えない。 被災者に連絡の上、工事を実施</p> <p>完了検査 被災自治体 修理業者 「工事完了報告書」を提出(「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付) 修理費用の精算 請求書の提出 請求書の確認、支払い ※修理費用のうち、1割程度ありの取戻額を精算する部分については、被災者が負担する。</p>	<p>新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(災害救助事務取扱要領の改正に伴う)に基づく修正</p>



村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
95	第3章・第51節	436	8	<p>3 業務の体系</p>	<p>3 業務の体系</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(災害救助事務取扱要領の改正に伴う)に基づく修正
96	第4章・第1節	444	2	<p>3 被災者のための相談、支援</p> <p>市及び県は、国と連携の下、被災者からの生活相談の受付体制を整備し、次のとおり、被災者のための相談、支援を実施する。</p>	<p>3 被災者のための相談、支援</p> <p>国、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく修正
97	第4章・第2節	454	26	<p>4 資金名等</p> <p>(4) 被災者生活再建支援金</p>	<p>4 資金名等</p> <p>(4) 被災者生活再建支援金</p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(法改正)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																																																																																																																						
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象となる災害 (自然災害)</th> <th>事業主体 根拠法令等</th> <th>支援対象世帯</th> <th>支給額</th> <th>問い合わせ 窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">被災者生活再建支援金</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</td> <td>1 事業主体 県(※) ※ 支援金の支給に關する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。</td> <td>1 住宅が「全壊」した世帯</td> <td rowspan="6">別表のとおり</td> <td rowspan="6">(公財)都道府県センター</td> </tr> <tr> <td>2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</td> <td>2 経費負担 国 1/2 【被災者生活再建支援法】</td> <td>2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</td> </tr> <tr> <td>3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</td> <td></td> <td>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</td> </tr> <tr> <td>4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)に係る自然災害</td> <td></td> <td>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</td> </tr> <tr> <td>5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     ※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)                 </td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     (別表)                      支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。                      (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)                      ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>                     ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>                     ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円                 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口	被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	1 事業主体 県(※) ※ 支援金の支給に關する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のとおり	(公財)都道府県センター	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	2 経費負担 国 1/2 【被災者生活再建支援法】	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害		3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯	4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害			6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)			※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)						(別表) 支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円						住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸	支給額	200万円	100万円	50万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象となる災害 (自然災害)</th> <th>事業主体 根拠法令等</th> <th>支援対象世帯</th> <th>支給額</th> <th>問い合わせ 窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">被災者生活再建支援金</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</td> <td>1 事業主体 県(※) ※ 支援金の支給に關する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。</td> <td>1 住宅が「全壊」した世帯</td> <td rowspan="6">別表のとおり</td> <td rowspan="6">(公財)都道府県センター</td> </tr> <tr> <td>2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</td> <td>2 経費負担 国 1/2 県 1/2 【被災者生活再建支援法】</td> <td>2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</td> </tr> <tr> <td>3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</td> <td></td> <td>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</td> </tr> <tr> <td>4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)に係る自然災害</td> <td></td> <td>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</td> </tr> <tr> <td>5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害</td> <td></td> <td>5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</td> </tr> <tr> <td>6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     ※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)                 </td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     (別表)                      支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。                      (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)                      ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>                     ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円 (100万円)</td> <td>100万円 (50万円)</td> <td>50万円 (25万円)</td> </tr> </tbody> </table>                     ※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額                      ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円                 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口	被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	1 事業主体 県(※) ※ 支援金の支給に關する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のとおり	(公財)都道府県センター	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/2 【被災者生活再建支援法】	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害		3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯	4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害		5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)	6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)			※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)						(別表) 支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円 (100万円)</td> <td>100万円 (50万円)</td> <td>50万円 (25万円)</td> </tr> </tbody> </table> ※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額 ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円						住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)	
種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口																																																																																																																							
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	1 事業主体 県(※) ※ 支援金の支給に關する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のとおり	(公財)都道府県センター																																																																																																																							
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	2 経費負担 国 1/2 【被災者生活再建支援法】	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯																																																																																																																									
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害		3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯																																																																																																																									
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)																																																																																																																									
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害																																																																																																																											
	6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)																																																																																																																											
※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)																																																																																																																												
(別表) 支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円						住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸	支給額	200万円	100万円	50万円																																																																																																			
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊																																																																																																																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																																																																																																																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸																																																																																																																									
支給額	200万円	100万円	50万円																																																																																																																									
種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口																																																																																																																							
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	1 事業主体 県(※) ※ 支援金の支給に關する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のとおり	(公財)都道府県センター																																																																																																																							
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/2 【被災者生活再建支援法】	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯																																																																																																																									
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害		3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯																																																																																																																									
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)																																																																																																																									
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害		5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)																																																																																																																									
	6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)																																																																																																																											
※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)																																																																																																																												
(別表) 支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円 (100万円)</td> <td>100万円 (50万円)</td> <td>50万円 (25万円)</td> </tr> </tbody> </table> ※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額 ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円						住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)																																																																																																			
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊																																																																																																																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																																																																																																																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																																																																																																									
支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)																																																																																																																									
98	第4章・第2節	457	2	(7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (令和2年4月1日現在)	(7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (令和4年4月1日現在)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(年度修正)に基づく修正																																																																																																																						
99	第4章・第2節	458	6	(8) 住宅金融公庫資金(災害復興住宅資金)の貸付 (令和2年10月1日現在)	(8) 住宅金融公庫資金(災害復興住宅資金)の貸付 (令和5年1月1日現在)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(時点修正)に基づく修正																																																																																																																						

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧			新			修正理由
				貸付対象	貸付限度額	貸付条件	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	
				災害救助法による災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設 (2) 住宅購入 (3) 補修	(略)	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 <u>0.54%</u> (団体信用生命保険に加入しない場合)	災害救助法による災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設 (2) 住宅購入 (3) 補修	(略)	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 <u>1.13%</u> (団体信用生命保険に加入しない場合)	
100	第4章・第2節	459	27	(10) 天災融資制度 (令和2年4月1日現在)			(10) 天災融資制度 (令和4年4月1日現在)			新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(時点修正)に基づく修正
101	第4章・第2節	460	5	(11) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業) (令和2年9月18日現在)			(11) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業) (令和5年1月19日現在)			新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(文言整理・時点修正)に基づく修正

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧						新						修正理由					
No.	章・節	頁	行	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	修正理由			
				農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.16～ 0.30%	25年以内	10年以内	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40～ 0.80%	25年以内	10年以内	新				
						災害のため必要とする長期運転資金															
					農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.16～ 0.30%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.40～ 0.80%	25年以内	10年以内					
						土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内	農林漁業施設資金		(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内					
					農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	農業を営む者	0.16～ 0.30%	15年以内 25年以内		3年以内 10年以内	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	0.40～ 0.80%	15年以内 25年以内			3年以内 10年以内		
						林業関係資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.16～ 0.30%	15年以内	5年以内		林業関係資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～ 0.80%			15年以内	5年以内	
					農林漁業施設資金		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.16～ 0.30%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくものは25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくものは7年以内)	農林漁業施設資金		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～ 0.80%			20年以内 (林業経営改善計画に基づくものは25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくものは7年以内)	
						農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内		農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～ 0.80%			20年以内	3年以内	
							(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	0.16～ 0.30%	15年以内	3年以内			(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40～ 0.80%			15年以内	3年以内	
102	第4章・第2節	461	4		漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会、5割法人、漁業を営む者	0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内	漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	0.40～ 0.80%			20年以内	3年以内	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(文言整理・時点修正)に基づく修正
							漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者							漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人			0.40～ 0.80%	20年以内	
						農林漁業施設資金	(共同利用施設) 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内			3年以内		
				(主務大臣指定施設) 漁船、水産施設の復旧			漁業を営む者	0.16～ 0.30%	15年以内	3年以内			(主務大臣指定施設) 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内				
				農林漁業共通		農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.16～ 0.25%	10年以内	3年以内	農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40～ 0.75%	10年以内	3年以内			

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																																																														
103	第4章・第2節	462	5	<p>イ 災害関連融資制度等 (7) 融資制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申 込 窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県創業・経営支援課 セーブザネット資金</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)</td> <td>(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北越銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J.A.バンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、越後さんとう農協、柏崎農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 3,000万円(別枠)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 融資期間 3年以内 年1.15% 融資期限 3年超5年以内 年1.35% 融資期間 5年超7年以内 年1.55%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保証人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口	県創業・経営支援課 セーブザネット資金	1	資金使途 運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北越銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J.A.バンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、越後さんとう農協、柏崎農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者		3	融資限度 3,000万円(別枠)		4	融資利率 融資期間 3年以内 年1.15% 融資期限 3年超5年以内 年1.35% 融資期間 5年超7年以内 年1.55%		5	融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)		6	担保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。		7	保証人		8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。		<p>イ 災害関連融資制度等 (7) 融資制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申 込 窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県地域産業振興課 セーブザネット資金</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)</td> <td>(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北越銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J.A.バンク新潟県信連、北越後農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 3,000万円(別枠)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 融資期間 3年以内 年1.15% 融資期限 3年超5年以内 年1.35% 融資期間 5年超7年以内 年1.55%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保証人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口	県地域産業振興課 セーブザネット資金	1	資金使途 運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北越銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J.A.バンク新潟県信連、北越後農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者		3	融資限度 3,000万円(別枠)		4	融資利率 融資期間 3年以内 年1.15% 融資期限 3年超5年以内 年1.35% 融資期間 5年超7年以内 年1.55%		5	融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)		6	担保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。		7	保証人		8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。		新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(組織改正による加盟変更・金融機関の統合による変更)に基づく修正				
機関名	区分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口																																																																	
県創業・経営支援課 セーブザネット資金	1	資金使途 運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北越銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J.A.バンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、越後さんとう農協、柏崎農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協																																																																	
	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者																																																																		
	3	融資限度 3,000万円(別枠)																																																																		
	4	融資利率 融資期間 3年以内 年1.15% 融資期限 3年超5年以内 年1.35% 融資期間 5年超7年以内 年1.55%																																																																		
	5	融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)																																																																		
	6	担保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																		
	7	保証人																																																																		
	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																																		
機関名	区分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口																																																																	
県地域産業振興課 セーブザネット資金	1	資金使途 運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北越銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J.A.バンク新潟県信連、北越後農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協																																																																	
	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者																																																																		
	3	融資限度 3,000万円(別枠)																																																																		
	4	融資利率 融資期間 3年以内 年1.15% 融資期限 3年超5年以内 年1.35% 融資期間 5年超7年以内 年1.55%																																																																		
	5	融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)																																																																		
	6	担保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																		
	7	保証人																																																																		
	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																																		
104	第4章・第3節	467	10	<p>4 災害復旧事業計画の策定 (2) 災害復旧事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の窓口</th> <th>市の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)</td> <td>農地・農業用施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)</td> <td>農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>林業用施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>漁業用施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部水産課資源対策係</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設 (農業用共同利用施設)</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部農業総務課指導第1係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)</td> <td>農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(林業用共同利用施設)</td> <td></td> <td></td> <td>農林水産部林政課計画調整係 (村上地域振興局農林振興部)</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>(漁業用共同利用施設)</td> <td></td> <td>農林水産部水産課資源対策係</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口	(1) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課指導第1係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)	(林業用共同利用施設)			農林水産部林政課計画調整係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	<p>4 災害復旧事業計画の策定 (2) 災害復旧事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の窓口</th> <th>市の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)</td> <td>農地・農業用施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)</td> <td>農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>林業用施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>漁業用施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部水産課資源対策係</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設 (農業用共同利用施設)</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部農業総務課団地指導検査指導第1係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)</td> <td>農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(林業用共同利用施設)</td> <td></td> <td></td> <td>農林水産部林政課計画調整係 (村上地域振興局農林振興部)</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>(漁業用共同利用施設)</td> <td></td> <td>農林水産部水産課資源対策係</td> <td>農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口	(1) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団地指導検査指導第1係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)	(林業用共同利用施設)			農林水産部林政課計画調整係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正に基づく修正
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口																																																																
(1) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)																																																																
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課指導第1係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)																																																																
(林業用共同利用施設)			農林水産部林政課計画調整係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																
	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口																																																																
(1) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)																																																																
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団地指導検査指導第1係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)																																																																
(林業用共同利用施設)			農林水産部林政課計画調整係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																
	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)																																																																

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																																																							
105	第4章・第3節	468	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の窓口</th> <th>市の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法) (障害者総合支援法) (身体障害者福祉法) (児童福祉法) (老人福祉法) (介護保険法)</td> <td>社会福祉施設等</td> <td>厚生労働省</td> <td>福祉保健部福祉保健課保護係 (村土地城振興局健康福祉部) (新発田地域振興局健康福祉環境部)</td> <td>福祉課福祉政策室 (支所地域振興課 地域福祉室)</td> </tr> <tr> <td>(内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要綱)</td> <td>医療施設等</td> <td>厚生労働省</td> <td>福祉保健部高齢福祉保健課 介護サービス係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)</td> <td>介護高齢課 高齢者支援室、 介護保険室 (支所地域振興課 地域福祉室)</td> </tr> <tr> <td>(医療施設等災害復旧費補助金)</td> <td>医療施設等</td> <td>厚生労働省</td> <td>福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室 (村土地城振興局健康福祉部)</td> <td>保健医療課 健康支援室 (支所地域振興課 地域福祉室)</td> </tr> <tr> <td>(厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要綱)</td> <td>水道施設</td> <td>厚生労働省</td> <td>福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (村土地城振興局健康福祉部)</td> <td>上下水道課業務室 (支所産業建設課、 村水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)</td> <td>廃棄物処理施設</td> <td>環境省</td> <td>県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)</td> <td>環境課生活環境室</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口	(イ) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法) (障害者総合支援法) (身体障害者福祉法) (児童福祉法) (老人福祉法) (介護保険法)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健課保護係 (村土地城振興局健康福祉部) (新発田地域振興局健康福祉環境部)	福祉課福祉政策室 (支所地域振興課 地域福祉室)	(内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要綱)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部高齢福祉保健課 介護サービス係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	介護高齢課 高齢者支援室、 介護保険室 (支所地域振興課 地域福祉室)	(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室 (村土地城振興局健康福祉部)	保健医療課 健康支援室 (支所地域振興課 地域福祉室)	(厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要綱)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (村土地城振興局健康福祉部)	上下水道課業務室 (支所産業建設課、 村水道事務所)	(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	環境課生活環境室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の窓口</th> <th>市の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費補助金)</td> <td>社会福祉施設等</td> <td>厚生労働省</td> <td>福祉保健部福祉保健課保護係 (村土地城振興局健康福祉部) (新発田地域振興局健康福祉環境部)</td> <td>福祉課福祉政策室 (支所地域振興課 地域福祉室)</td> </tr> <tr> <td>(医療施設等災害復旧費補助金)</td> <td>医療施設等</td> <td>厚生労働省</td> <td>福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室 (村土地城振興局健康福祉部)</td> <td>保健医療課 健康支援室 (支所地域振興課 地域福祉室)</td> </tr> <tr> <td>(上下水道施設災害復旧費及び緊急水道施設災害復旧費補助金)</td> <td>水道施設</td> <td>厚生労働省</td> <td>福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (村土地城振興局健康福祉部)</td> <td>上下水道課業務室 (支所産業建設課)</td> </tr> <tr> <td>(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)</td> <td>廃棄物処理施設</td> <td>環境省</td> <td>県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)</td> <td>環境課生活環境室</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口	(イ) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健課保護係 (村土地城振興局健康福祉部) (新発田地域振興局健康福祉環境部)	福祉課福祉政策室 (支所地域振興課 地域福祉室)	(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室 (村土地城振興局健康福祉部)	保健医療課 健康支援室 (支所地域振興課 地域福祉室)	(上下水道施設災害復旧費及び緊急水道施設災害復旧費補助金)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (村土地城振興局健康福祉部)	上下水道課業務室 (支所産業建設課)	(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	環境課生活環境室	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正に基づく修正
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口																																																									
(イ) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法) (障害者総合支援法) (身体障害者福祉法) (児童福祉法) (老人福祉法) (介護保険法)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健課保護係 (村土地城振興局健康福祉部) (新発田地域振興局健康福祉環境部)	福祉課福祉政策室 (支所地域振興課 地域福祉室)																																																									
(内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要綱)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部高齢福祉保健課 介護サービス係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	介護高齢課 高齢者支援室、 介護保険室 (支所地域振興課 地域福祉室)																																																									
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室 (村土地城振興局健康福祉部)	保健医療課 健康支援室 (支所地域振興課 地域福祉室)																																																									
(厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要綱)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (村土地城振興局健康福祉部)	上下水道課業務室 (支所産業建設課、 村水道事務所)																																																									
(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	環境課生活環境室																																																									
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口																																																									
(イ) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健課保護係 (村土地城振興局健康福祉部) (新発田地域振興局健康福祉環境部)	福祉課福祉政策室 (支所地域振興課 地域福祉室)																																																									
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室 (村土地城振興局健康福祉部)	保健医療課 健康支援室 (支所地域振興課 地域福祉室)																																																									
(上下水道施設災害復旧費及び緊急水道施設災害復旧費補助金)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (村土地城振興局健康福祉部)	上下水道課業務室 (支所産業建設課)																																																									
(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	環境課生活環境室																																																									
106	第4章・第4節	470	18	<p>3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成</p> <p>(1) 組織・体制の整備</p> <p>市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。</p> <p><u>また、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。</u></p> <p><u>なお、復興対策の遂行に当たっては、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。</u></p>	<p>3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成</p> <p>(1) 組織・体制の整備</p> <p><u>ア</u> 市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。</p> <p><u>イ</u> 市及び県は、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。</p> <p><u>ウ</u> 市及び県は、復興対策の遂行に当たり、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。<u>他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用す</u></p>	新潟県地域防災計画(震災対策編)の修正(箇条書き、防災基本計画の反映)に基づく修正																																																							

村上市地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					<u>る。</u>	